大量調理施設衛生管理マニュアル (平成9年3月24日付け衛食第85号別添)

新(改正: 平成28年7月1日付け生食発0701第5号)

# I 趣旨 (略)

# Ⅱ重要管理事項

- 1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理
- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 野菜及び果物を加熱せずに供する場合には、別添2に従い、流水(食品製造用水<sup>注1</sup>として用いるもの。以下同じ。)で十分洗浄し、必要に応じて<u>次亜塩素酸ナトリウム等で</u> 殺菌<sup>注2</sup>した後、流水で十分すすぎ洗いを行うこと。
- 注 1: 従前の「飲用適の水」に同じ。(「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の改正により用語のみ読み替えたもの。定義については同告示の「第1食品B 食品一般の製造、加工及び調理基準」を参照のこと。)
- 注2:次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等 の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類を除く)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜 に限る)、次亜塩素酸水並びに食品添加物と して使用できる有機酸溶液
- 2. (略)
- 3. 二次汚染の防止
- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 器具、容器等の使用後は、別添2に従い、 全面を流水で洗浄し、さらに80℃、5分間 以上<u>の加熱</u>又はこれと同等の効果を有する方 法<sup>注3</sup>で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保 管庫を用いるなどして衛生的に保管するこ と。(略)
- (6) まな板、ざる、木製の器具は汚染が残存する可能性が高いので、特に十分な殺菌<sup>注4</sup>に留意すること。なお、木製の器具は極力使用を控えることが望ましい。
- (7) フードカッター、野菜切り機等の調理機械は、最低1日1回以上、分解して洗浄・殺菌 15した後、乾燥させること。
- (8) シンクは原則として用途別に相互汚染しな

旧(改正: 平成25年10月22日付け食安発1022第10号)

#### I 趣旨 (略)

### Ⅱ重要管理事項

- 1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理
- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 野菜及び果物を加熱せずに供する場合には、別添2に従い、流水(<u>飲用適のもの</u>。以下同じ。)で十分洗浄し、必要に応じて<u>殺菌を行った</u>後、流水で十分すすぎ洗いを行うこと。

# 2. (略)

- 3. 二次汚染の防止
- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 器具、容器等の使用後は、別添2に従い、 全面を流水(飲用適のもの。以下同じ。)で洗 浄し、さらに80℃、5分間以上又はこれと 同等の効果を有する方法で十分殺菌した後、 乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛 生的に保管すること。(略)
- (6) まな板、ざる、木製の器具は汚染が残存する可能性が高いので、特に十分な殺菌に留意すること。なお、木製の器具は極力使用を控えることが望ましい。
- (7) フードカッター、野菜切り機等の調理機械 は、最低1日1回以上、分解して洗浄・殺菌 した後、乾燥させること。
- (8) シンクは原則として用途別に相互汚染しな

いように設置すること。 特に、加熱調理用 食材、非加熱調理用食材、器具の洗浄等に用 いるシンクを必ず別に設置すること。また、 二次汚染を防止するため、洗浄・殺菌<sup>25</sup>し、 清潔に保つこと。

- (9) ~ (11) (略)
- (12) 使用水は食品製造用水を用いること。また、使用水は、色、濁り、におい、異物のほか、貯水槽を設置している場合や井戸水等を殺菌・ろ過して使用する場合には、遊離残留塩素が 0.1 mg/0以上であることを始業前及び調理作業終了後に毎日検査し、記録すること。
- 注3:塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム、亜 塩素酸水、次亜塩素酸水等)やエタノール系 消毒剤には、ノロウイルスに対する不活化効 果を期待できるものがある。使用する場合、 濃度・方法等、製品の指示を守って使用するこ と。浸漬により使用することが望ましいが、 浸漬が困難な場合にあっては、不織布等に十 分浸み込ませて清拭すること。

<u>(参考文献)「平成 27 年度ノロウイルスの不</u>活 化 条 件 に 関 す る 調 査 報 告 書」

(http://www.mhlw.go.jp/file/06-

Seisakujouhou-11130500-

Shokuhinanzenbu/0000125854.pd)

- 注4:大型のまな板やざる等、十分な洗浄が困難 な器具については、亜塩素酸水又は次亜塩素 酸ナトリウム等の塩素系消毒剤に浸漬するな どして消毒を行うこと。
- 注5:80℃、5分間以上の加熱又はこれと同等 の効果を有する方法(注3参照)。
- 4. (略)
- 5. その他
- (1) (略)
- (2) 施設設備の管理

 $(1)\sim(8)$  (略)

⑨ 便所については、業務開始前、業務中及び業務終了後等定期的に清掃及び消毒 剤による消毒を行って衛生的に保つこと いように設置すること。 特に、加熱調理用 食材、非加熱調理用食材、器具の洗浄等に用 いるシンクを必ず別に設置すること。また、 二次汚染を防止するため、洗浄・殺菌し、清 潔に保つこと。

- (9) ~ (11) (略)
- (12) 使用水は飲用適の水を用いること。また、使用水は、色、濁り、におい、異物のほか、貯水槽を設置している場合や井戸水等を殺菌・ろ過して使用する場合には、遊離残留塩素が 0.1 mg/0以上であることを始業前及び調理作業終了後に毎日検査し、記録すること。

- 4. (略)
- 5. その他
- (1) (略)
- (2) 施設設備の管理

① $\sim$ 8 (略)

⑨ 便所については、業務開始前、業務中 及び業務終了後等定期的に清掃及び<u>殺菌</u> <u>剤</u>による消毒を行って衛生的に保つこと

- ⑩ 施設(客席等の飲食施設、ロビー等の 共用施設を含む。)において利用者等が 嘔吐した場合には、<u>消毒剤</u>を用いて迅速 かつ適切に嘔吐物の処理を行うこと より、利用者及び調理従事者等へのノロ ウイルス感染及び施設の汚染防止に努め ること。
- <u>注6</u>: 「ノロウイルスに関するQ&A」(厚生労働省)を参照のこと。
  - $(3) \sim (5)$  (略)
- Ⅲ 衛生管理体制 (略)

(別添1) (略)

(別添2)標準作業書

(手洗いマニュアル) (略)

(器具等の洗浄・殺菌マニュアル)

- 1. 調理機械
  - ① (略)
  - ② <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) で3回水洗いする。
  - ③ (略)
  - ④ <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
  - ⑤ 部品は80℃で5分間以上<u>の加熱</u>又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌<sup>達1</sup>を行う。
  - ⑥•⑦ (略)
  - ⑧ 作業開始前に70%アルコール噴霧又は これと同等の効果を有する方法で殺菌を行 う。
- 2. 調理台
  - ① (略)
  - ② <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) で3回水洗いする。
  - ③ (略)
  - ④ <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
  - ⑤ (略)
  - ⑥ 70%アルコール噴霧又はこれと同等の

- ⑩ 施設(客席等の飲食施設、ロビー等の 共用施設を含む。)において利用者等が 嘔吐した場合には、<u>殺菌剤</u>を用いて迅速 かつ適切に嘔吐物の処理を行うこと<sup>達</sup>によ り、利用者及び調理従事者等へのノロウ イルス感染及び施設の汚染防止に努める こと。
- <u>注</u>: ノロウイルスに関するQ&A (厚生労働省) を参照のこと。
- $(3) \sim (5)$  (略)
- Ⅲ 衛生管理体制 (略)

(別添1) (略)

(別添2)標準作業書

(手洗いマニュアル) (略)

(器具等の洗浄・殺菌マニュアル)

- 1. 調理機械
  - ① (略)
  - ② <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。)で3回水洗いする。
  - ③ (略)
  - ④ <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
  - ⑤ 部品は80℃で5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌を行う。
  - ⑥•⑦ (略)
  - ⑧ 作業開始前に70%アルコール噴霧又は これと同等の効果を有する方法で殺菌を行 う。
- 2. 調理台
  - ① (略)
  - ② <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) で3回水洗いする。
  - ③ (略)
  - ④ <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
  - ⑤ (略)
  - ⑥ 70%アルコール噴霧又はこれと同等の

効果を有する方法で殺菌\*\*1を行う。

- ⑦ (略)
- 3. まな板、包丁、へら等
  - ① <u>食品製造用水</u>(40℃程度の微温水が望ましい。)で3回水洗いする。
  - ② (略)
  - ③ <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
  - ④ 80℃で5分間以上<u>の加熱</u>又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌<sup>注2</sup>を行う。
  - ⑤ ⑥ (略)
- 4. ふきん、タオル等
  - ① <u>食品製造用水</u>(40℃程度の微温水が望ましい。)で3回水洗いする。
  - ② (略)
  - ③ <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
  - ④·⑤(略)
- 注1:塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等)やエタノール系消毒剤には、ノロウイルスに対する不活化効果を期待できるものがある。使用する場合、濃度・方法等、製品の指示を守って使用すること。浸漬により使用することが望ましいが、浸漬が困難な場合にあっては、不織布等に十分浸み込ませて清拭すること。

<u>(参考文献)「平成 27 年度ノロウイルスの不</u> 活 化 条 件 に 関 す る 調 査 報 告 書」

(http://www.mhlw.go.jp/file/06-

Seisakujouhou-11130500-

Shokuhinanzenbu/0000125854.pd)

注2:大型のまな板やざる等、十分な洗浄が困難 な器具については、亜塩素酸水又は次亜塩素 酸ナトリウム等の塩素系消毒剤に浸漬するな どして消毒を行うこと。

(原材料等の保管管理マニュアル)

- 1. 野菜・果物<sup>注3</sup>
  - ① $\sim$ ⑥ (略)
  - ⑦ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等<sup>注</sup> 4で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いす る。

効果を有する方法で殺菌を行う。

- ⑦ (略)
- 3. まな板、包丁、へら等
  - ① <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。)で3回水洗いする。
  - ② (略)
  - ③ <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
  - ④ 80℃で5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌を行う。
  - ⑤ ⑥ (略)
- 4. ふきん、タオル等
  - ① <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) で3回水洗いする。
  - ② (略)
  - ③ <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
  - ④·⑤(略)

(原材料等の保管管理マニュアル)

- 1. 野菜·果物
  - ① $\sim$ ⑥ (略)
  - ⑦ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等<sup>達</sup> <sup>2</sup>で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いする。

(8)~(11) (略)

注3:表面の汚れが除去され、分割・細切されず に皮付きで提供されるみかん等の果物にあっ ては、③から⑧までを省略して差し支えな い。

注4:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/0で 5分間又は100mg/0で10分間)又はこれ と同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類 を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食 用野菜に限る。)、次亜塩素酸水並びに食品 添加物として使用できる有機酸溶液

2. 魚介類、食肉類

 $\widehat{1}$  $\sim \widehat{3}$  (略)

④ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等<sup>注</sup> <sup>5</sup>で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いする。

- ⑤ 専用のまな板、包丁でカットする。
- ⑥ 速やかに調理へ移行させる。

注5:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/0で 5分間又は100mg/0で10分間)又はこれ と同等の効果を有する亜塩素酸水、亜塩素酸 ナトリウム溶液、次亜塩素酸水並びに食品添 加物として使用できる有機酸溶液。これら使 用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添 加物等の規格基準」を遵守すること。

(加熱調理食品の中心温度及び加熱時間の記録マニュアル) (略)

(別添3) (略)

(別 紙) (略)

(8)~(11) (略)

注1:表面の汚れが除去され、分割・細切されず に皮付きで提供されるみかん等の果物にあっ ては、③から⑧までを省略して差し支えな い。

注2:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/0で 5分間又は100mg/0で10分間)又はこれ と同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類 を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食 用野菜に限る。)、次亜塩素酸水並びに食品 添加物として使用できる有機酸溶液

2. 魚介類、食肉類 ①~③ (略)

④ 専用のまな板、包丁でカットする。

⑤ 速やかに調理へ移行させる。

(加熱調理食品の中心温度及び加熱時間の記録マニュアル) (略)

(別添3) (略)

(別 紙) (略)